

東京都立石神井特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

本校は、小学部と中学部を併設する知的障害特別支援学校である。本校は、すべての児童・生徒が毎日、友達と仲良く勉強することを楽しみに登校できる学校づくりをすすめ、友達のことも自分のことも大切に作る行動がとれる心を育む。

いじめ問題には、

- (1) 個々の状態や障害特性に応じて、きめ細やかな対応を図る。
- (2) 組織的に、迅速に、対応する。
- (3) 保護者・関係機関と情報を共有し、生活全般を視野に入れて対応する。

2 学校及び教職員の責務

東京都立石神井特別支援学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法第八条、東京都いじめ防止対策推進条例第九条にのっとり、以下の責務を有するものとする。

- (1) 障害の程度に関わらず、いじめは、どの児童・生徒にも起こりうることを認識し、いじめにつながる予兆を見逃さない観察力と、いじめの発生に対しては再発をさせない解決を図る指導力を身に付け、向上に努める。
- (2) 本校の保護者、地域関連機関やいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体で、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- (3) 本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対応する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめ対策について検討し、いじめの未然防止を図るとともに、早期の発見・対応、及び重大事故が発生した場合の中核となるために設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめの未然防止に関する取組の推進
- いじめの早期発見・早期対応、重大事態の対応の中核
- 学校サポートチーム、関係機関との連携

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、生活指導担当主幹、特別支援部担当主幹、小学部主任、中学部主任、その他、校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組をするために設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止対策への助言
- いじめの未然防止の取組への助言
- いじめが発生した場合の対応への助言
- その他、委員長が必要と認める事項

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、保護者代表・地域・関係機関（学校運営連絡協議会委員）、生活指導主任、生活指導担当主幹、その他、校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 全ての教育活動の中で、自尊感情、自己有用感を育む。

イ コミュニケーション能力等を高め、自分の気持ちを適切に表現したり、行動を調整できたりする力を育む。

ウ 教員自らが意識して、児童・生徒の規範となる言動・態度に努める。

エ 毎学期1回以上、「相手の嫌がることをしない」「友達に優しくする」「命を大切にする」などを盛り込んだ授業を行う。

オ 子供同士の小さなトラブルにも適宜対応するとともに、教員間で話し合い、情報を共有できる関係を日頃から築く。

(2) 早期発見のための取組

ア 登下校時の表情や更衣時の傷の有無なども含め、学級・学年担任は児童・生徒の様子や変化を把握し、些細なことでも互いに報告し合う。

イ 学部主任、管理職等は、児童・生徒の変化や、気になる児童・生徒の様子も把握するという視点で、日々校内を巡回する。

ウ 日々の連絡帳や保護者からの連絡に誠実に対応し、児童・生徒の変化について相互に相談し合える信頼関係を構築する。

エ 年2回の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組により、いじめ等の実態を把握する。

オ 学校便りや保護者会等を通じて、学校の基本方針を周知する。

(3) 早期発見のための取組

ア 児童・生徒が加害行為に至った背景も探り、再発防止のための手だてを検討する。

イ スクールカウンセラーと連携して、特別支援部担当主幹、養護教諭を中心に、被害・加害の児童・生徒の発達段階に応じたケア及び指導を行う。

ウ 当該両児童・生徒の保護者への状況及び対応についての説明と、継続的な支援を行う。

エ いじめの発生と対応策等について全校に周知し、共通理解のもと対応にあたる。

オ 東京都教育庁に速やかに報告し、情報を共有して対応にあたる。

(4) 重大事態への対処

ア マンツーマンでの被害児童・生徒の保護、及びスクールカウンセラー、外部専門員等と連携しての被害・加害の児童・生徒への指導とケアを行う。

イ 専門機関に速やかに相談し、専門的な所見を得て、再発防止のための手だてを検討し、早急に実行に移す。

ウ 重大事態発生と対応策等について全校に周知し、「再発は絶対に防止する」という共通認識のもと対応にあたる。直ちに、「命を大切にする」「友達を傷つけない」ことを伝える授業を行うとともに、より一層一人一人の状態に目を配る。

エ 緊急に保護者会を開催し、重大事態の発生及び対応策等について周知する。

オ 東京都教育庁に速やかに報告する。

カ 文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂（令和6年8月）にのっとり、重大事態発生時に円滑かつ適切な調査を実施するとともに、いじめ対象児童・生徒や保護者に寄り添った対応を行う。

5 教職員研修計画

(1) 年2回のいじめ対応に関する研修の実施

(2) 全ての児童・生徒が、安心して豊かに生活できるための年3回の人権研修の実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 毎日の連絡帳、年3回の個別面談等を通じて、学校と家庭での児童・生徒の様子について情報交換する。

(2) 保護者会等を通じて、学校としていじめ対策に取り組んでいること及び相談窓口について周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 特別支援部を窓口子ども家庭支援センターと日常的に連携する。

(2) 地区別健全育成協議会メンバー校の生活指導部との情報交換を図り、本校のいじめ対策に必要な内容については、積極的に取り入れていく。

(3) 所轄警察署のスクールサポーターと定期的に情報交換を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 個に応じた指導やコミュニケーション指導に関するもの、人権及び体罰・暴言に関するものを入れ、それらの項目に関する学校評価の分析を基に、学校いじめ対策委員会で基本方針を見直し必要に応じて改訂する。

(2) いじめ問題を起こさないよう、未然防止・早期発見・早期対応の取組に対するPDCAサイクルを確立する。